

三木町告示第103号

三木町下水道等使用料の減免に関する要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年4月3日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第33号

三木町下水道等使用料の減免に関する要綱の一部を改正する要綱

第4条から第7条までを次のように改める。

(減免の対象期間)

第4条 下水道等使用料を減免する期間は、香川県広域水道企業団使用水量の認定に関する取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)第8条に規定する期間とする。

(推計汚水排出量の認定)

第5条 推計汚水排出量は、香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規則第27条の規定により認定された使用水量をもって推計汚水排出量とする。

(減免率)

第6条 減免率は、次の各号に掲げる減免要件の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- (1) 第3条第1号に該当する場合 100パーセント
- (2) 第3条第2号に該当する場合 別途町長が定める率

(使用水量の算定の方法)

第7条 下水道等使用水量の算定の方法は、前条の規定に該当した場合に指示汚水排出量から減免排出量を控除することにより行う。この場合において、控除後の排出量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

第8条第1項中「下水道等使用料の減免を受けようとする者」を「取扱要綱第5条第3項の通知を受けることなく、下水道等使用料の減免を受けようとする者」に改め、「ときは、」の次に「三木町下水道条例施行規則(平成28年三木町規則第29号)第29条の三木町下水道等使用料減免申請書(以下「申請書」という。)に町長が必要と認める書類を添えて、」を加え、同条第2項及び第3項を削る。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(減免の認定)

第9条 町長は次の各号のいずれかに該当するときは、その内容を審査し、減免要件に該当すると認められた場合は下水道等使用料を減免するものとする。

- (1) 香川県広域水道企業団から水道使用料の減免による下水道等使用料減免の確認を受けたとき。
- (2) 前条の申請を受けたとき。

本則に次の2条を加える。

(立入調査)

第11条 町長は、下水道等使用料の減免について必要があると認められるときは、調査及び申請者に対して必要な指示をすることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、下水道等使用料の減免に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。